

**1 対象工事**

設計金額130万円を超える工事及び50万円を超える建設関連業務委託

**2 対象工事である旨の通知**

制限付き一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては公告及び指名通知書により提出を指示し、通常指名競争入札にあっては指名通知書により提出を指示する。

**3 内容及び書式**

## (1) 内容

入札価格の内訳を表示したもの

## (2) 書式

ア 発注担当課が別途指定する書式

イ 入札参加者の独自様式（本市が指定する様式等と同一内容の工事費（業務費）内訳を記載したもので、事前に発注担当課が承諾したもの）

なお、書式については、PPI（入札情報サービス）及び入札公告等により提供する。

**4 提出時期**

入札書の提出時

**5 工事費（業務費）内訳書の確認事項**

(1) 入札書の入札金額と工事費（業務費）内訳書の工事価格計との照合

(2) 工事費（業務費）内訳金額の記載

(3) 工事名、商号又は名称、住所及び日付（入札書の投函日）の記載

**6 確認後の工事費（業務費）内訳書の取り扱い**

工事費（業務費）内訳書で別表に掲げる事項に該当する場合については、建設工事入札心得の規定により、無効の入札として取り扱うものとする。

また、工事費（業務費）内訳書は、入札書の添付書類であり、提出した工事費（業務費）内訳書の書換え及び引換又は撤回をすることはできないものとする。

ただし、別表2項クに該当する場合で、入札参加者の責に帰さないことが明白な場合は、本市よりあらためて工事費（業務費）内訳書の提出を求めることができる。

なお、軽微な誤字、脱字等がある場合は、建設工事入札心得の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

**7 工事費（業務費）内訳書の確認により、談合の疑義があると認められる場合**

次の疑義があると認められた場合には、「富士宮市公正入札委員会」に通知する。

(1) 他の業者の内訳書が添付されたもの

(2) 手書きで筆跡が同一と判断されるもの

(3) その他談合が推測される記載等があるもの

**附 則**

この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。

別表

		内 容	例 示
1 記載すべき事項に誤りがある場合	ア	住所、商号又は名称に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の住所が入札書の住所と著しく異なる場合</li> <li>・内訳書の商号が入札書の商号と著しく異なる場合</li> </ul> <p>※住所、商号等に軽微な誤字、脱字がある場合は除く</p>
	イ	工事名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の工事名が入札書の工事名と著しく異なる場合</li> </ul> <p>※工事名に軽微な誤字、脱字がある場合は除く</p>
	ウ	内訳書の工事価格が入札金額と端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合 (ただし、低入札価格調査に係る案件は当該実施要領により取り扱う。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の工事価格が端数処理の範囲（入札価格の概ね5%以内）を超えて入札金額と異なる場合</li> </ul>
	エ	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の中に計算間違いがある場合</li> <li>・工事原価と一般管理費等の計が工事価格と一致しない場合</li> </ul> <p>※合計の不一致が軽微な端数処理程度の場合は除く</p>
2 未提出であると認められる場合	ア	内訳書の重要な項目（商号又は名称、工事名、内訳項目及び金額等）の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商号又は名称の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li> <li>・工事名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li> <li>・内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li> </ul>
	イ	内訳書とは無関係な書類である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された書類が内訳書以外の書類等の場合</li> </ul>
	ウ	他の工事の内訳書である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された内訳書が別工事（国・他自治体発注の工事等）の場合</li> </ul>
	エ	白紙である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された書類が白紙の場合</li> </ul>
	オ	発注担当課が指定する内訳書と異なる場合や入札参加者の独自様式で発注担当課の承諾がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注担当課で指定する内訳書が示す記載事項がない場合</li> <li>・独自様式の場合で発注担当課の承認のない内訳書である場合</li> </ul>
	カ	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書が全く提出されていない場合</li> <li>・内訳書の一部分が欠落している場合</li> <li>・内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合</li> </ul>
	キ	内訳書が特定できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の内訳書の提出があり、特定できない場合</li> </ul>
	ク	内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書のファイルが壊れていて確認できない場合 (上記の場合で入札者の責に帰さない場合で改めて内訳書の提出を求めたが提出のない場合を含む)</li> </ul>